

○財務調整特別会計基金規程

(設 置)

第1条 山形県司法書士会の財務について、その健全性と運用の調整を図るため財務調整特別会計（以下「この特別会計」という。）を設置する。

(基 金)

第2条 この特別会計の基金は、次の各号に掲げるものとし、その第1号については総会の議決又は承認を得るものとし、第2号以下については実施された次期の総会の承認を得るものとする。

- (1) 一般会計及び特別会計（以下「他の会計」という。）の予算からの繰入れ
- (2) 他の会計の決算残額のうち翌年度に繰越す必要のない金額の繰入れ
- (3) この特別会計基金から生ずる果実
- (4) 寄付金、その他

(管 理)

第3条 この特別会計に属する基金は、金融機関の預金、その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。

(繰出し)

第4条 この特別会計からの繰出しは、慎重に行うものとし、次に掲げる場合には実施された次期の総会の承認を得るものとする。

- (1) 他の会計において、財源の不足を生じたときの繰出し
- (2) 他の会計において、臨時の支出を必要とするとき、又は収入欠かんを生じたときの繰出し

(繰替運用)

第5条 会長は、財政上必要があると認めるときは、理事会の承認を得て、確実な繰出しの方法と期間を定めて、この特別会計に属する基金を他の会計に繰替えて運用することができる。但しその期間は会計年度内とする。

(支出禁止)

第6条 この特別会計においては、基金の繰入、繰出し及び繰替えを行うことがあるが、支出予算の執行は行わない。

附 則

この規則は、昭和51年4月24日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。